

平成28年

刈谷知立環境組合議会第2回定例会会議録

平成28年9月2日

議事日程第2号

平成28年9月2日(金)

午前10時00分開議

- 日程第1 議長の選挙について
日程第2 議席の指定について
日程第3 会議録署名議員の指名について
日程第4 会期の決定について
日程第5 副議長の選挙について
日程第6 報告第1号 損害賠償の額を定める専決処分について
日程第7 同意第1号 監査委員の選任について
日程第8 同意第2号 監査委員の選任について
-

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 稲垣雅弘 | 2番 | 上田昌哉 |
| 3番 | 池田福子 | 4番 | 加藤峯昭 |
| 5番 | 神谷昌宏 | 6番 | 石川信生 |
| 7番 | 黒川智明 | 8番 | 佐原充恭 |
| 9番 | 稲垣達雄 | 10番 | 清水俊安 |
| 11番 | 鈴木浩二 | 12番 | 風間勝治 |
| 13番 | 新村健治 | 14番 | 前田秀文 |
| 15番 | 田中健 | | |
-

説明のため議場に出席した者(5名)

- | | | | |
|-------|------|------|------|
| 管理者 | 竹中良則 | 副管理者 | 林郁夫 |
| 会計管理者 | 犬塚俊治 | 所長 | 藤田勝俊 |
| 施設運営監 | 岡本圭二 | | |
-

職務のため議場に出席した事務局職員(4名)

- | | | | |
|-----------------|-------|------|------|
| 課長補佐兼
焼却施設係長 | 加藤主 | 主任主査 | 稲垣賢幸 |
| 主任主査 | 並木真一郎 | 主査 | 深谷鋼一 |

○臨時議長（石川信生）

午前10時00分 開会

ただいまから、平成28年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承願います。
仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

しばらく休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○臨時議長（石川信生）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石川信生）

異議なしと認めます。

それでは、議長には前田秀文議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました前田秀文議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石川信生）

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました前田秀文議員が議長に当選いたしました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

議長から御挨拶をいただきます。

○議長（前田秀文）

皆さん、おはようございます。

ただいま皆様から議長に推挙されました前田でございます。両市の発展等、皆様方の御協力により、スムーズな刈谷知立環境組合議会をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（前田秀文）

それでは、続きまして、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第3条第1項の規定により、議席は、ただいまの着席のとおり指定いたします。

○議長（前田秀文）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員については、会議規則第72条の規定により、1番 稲垣雅弘議員、15番 田中
健議員の両議員を指名いたします。

○議長（前田秀文）

次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（前田秀文）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いた
いと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

それでは、石川信生議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました石川信生議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました石川信生議員が副議長に当選いたしました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長石川信生議員の挨拶がございます。

○副議長（石川信生）

ただいま皆様の御推挙によりまして、副議長に選任いただきました。

今回、この刈谷知立環境組合の副議長を務めさせていただくわけでありますが、安定したごみ処理は、市民の方々に密着した大切な問題であり、その責務の重さを痛感しているところでございます。その重責を果すべく、前田議長様の補佐役として努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

次に、日程第6、報告第1号 損害賠償の額を定める専決処分についてを議題といたします。

当局より、本件の報告を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

報告第1号 損害賠償の額を定める専決処分について、御説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、管理者において、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

次ページの別紙、専決処分書をお願いいたします。

平成28年3月31日に専決処分したものであります。組合職員による事故でございます。事故発生日時は、平成28年1月25日午前8時10分頃、事故発生場所は、刈谷市半城土町東田46番地、組合敷地内計量棟前誘導路で、事故の相手方は、ごみ搬入業者であります。事故の概要は、当該日は積雪があり、本組合ショベルローダーで場内除雪作業中に、後退させた折に、計量棟前で停車中の相手

方車両に接触したものであります。過失割合は、当方が100パーセントで、損害賠償額は4万3,686円でございます。なお、損害賠償額は、全国市有物件災害共済会により、全額補てんされるものがあります。今後は、事故の再発防止に向けまして、なお一層の努力をまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑を行います。

○議長（前田秀文）

新村健治議員。

○13番（新村健治）

おはようございます。今、報告受けました、今回の発生場所は、このクリーンセンター内で、接触事故ということであります。相手が業者さんということで、ショベルローダーといえば、非常に重量機器の車両ということで、1歩間違えればですね、重大な人身事故にもつながるのではないかとと思われる。というのは、こういったショベルローダーだとか、フォークリフトというのは、荷役の運搬機器と今言われておりますが、こういった作業というのは、ほかの作業者といわゆる混在した状況で置かないことが非常に多いということで、全国的にもそういった混在作業による災害発生も危険性が高いと言われております。今回のこの接触事故なのですが、作業の指揮者を定めていると思いますが、今回の事故というのは、混在作業による誘導者の配置というのは、行われていた状態での事故なのでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

ショベルローダーの後退させた折ということなのですが、指揮者がいたかどうかという話なのですが、そういったものについては、時間前でありまして、実際のところはいなかったですけども、計量棟の人間はいたという状況になります。

作業員が、その作業を行っていたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

新村健治議員。

○13番（新村健治）

作業時間外だったから、ちょっといなかったとか、指揮者はいなかったというけど、実際は仕事というものは、そういった方は配置はされているのですか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

そういった時間内であれば、監督者はおります。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

新村健治議員。

○13番（新村健治）

基本的には、労働安全衛生法で言えばですね、そういった誘導するというような規定がないのですか、基本的には。ただ、やっぱりバックするときはですね、周りの状況が確認できない場合は、やっぱりできるだけ誘導してもらうのも大切だと思っています。従事者に安全運転をつめて徹底していくということは、言われたのですが、ここのこういった事故というのは、本人が安全に気をつけていても、重量物だから後ろの確認がなかなかしづらいと思うのですよね。そこら辺を考えると、たまたま車の接触事故でよかったのだけれども、混在作業というのは、人もいるということなものですから、人をひいてしまったということは、本当に甚大な事故になりますので、そこら辺も含めて安全対策をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（前田秀文）

ほかに。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

本件は報告ですので、御了承願います。

○議長（前田秀文）

次に、日程第7、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

管理者。

○管理者（竹中良則）

それでは、同意第1号、監査委員の選任についてをお願いいたします。当組合の監査委員の選任につきましては、従来より知立市の議会選出監査委員を識見を有する者のうちから選任する監査委員ということで、選任をさせていただいております。

今回の選任につきましても、慣例によりまして、知立市の佐藤修さんを識見を有する者のうちから選任する監査委員に選任をさせていただきたいと思っております。

佐藤修さんの御住所は、知立市山屋敷町東山 8 番地11で昭和25年10月25日のお生まれでございます。

この案を提出しましたのは、刈谷知立環境組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるためであります。どうか御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

別に質疑、討論もないようですので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第 8、同意第 2 号 監査委員の選任についてを議題とします。

佐原充恭議員の退席をお願いします。

〔監査委員候補者 佐原充恭議員 退席〕

○議長（前田秀文）

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

管理者。

○管理者（竹中良則）

それでは、同意第 2 号、監査委員の選任についてでございます。

当組合の監査委員の選任につきましては、従来より刈谷市の福祉経済委員会委員長を議員のうちから選任する監査委員として選任をしております。今年度より委員会名が、福祉産業委員会というようになりましたけれども、今回の選任につきましても、慣例によりまして、刈谷市福祉産業委員会委員長である佐原充恭議員を、議員のうちから選任する監査委員に選任をしたいと思っております。

佐原充恭議員の住所は刈谷市中山町 2 丁目23番地 1 で、昭和40年 7 月 9 日のお生まれでございます。

この案を提出いたしましたのは、刈谷知立環境組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるためであります。どうか御同意賜りますようよろしく御審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

別に質疑、討論もないようですので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔佐原充恭議員 入場〕

○議長（前田秀文）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 前 田 秀 文

刈谷知立環境組合議会議員 稲 垣 雅 弘

刈谷知立環境組合議会議員 田 中 健